

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	秋田管内道路改築事業監理業務
業 務 概 要	本業務は、秋田河川国道事務所管内の改築事業の効率的で確実な進捗を図ることを目的として実施するものである。具体的には、事業の早期完成を目指し、工事完成までに必要となる業務を対象に官民がパートナーを組み、官民双方の技術・経験を活かしながら効率的なマネジメントを行うことにより、事業の促進を図るものである。 ・道路事業監理業務 1 式
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 秋田河川国道事務所長 尾崎 精一 秋田県秋田市山王1丁目10-29
契 約 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日
契 約 業 者 名	(一社) 東北地域づくり協会
契 約 業 者 の 住 所	宮城県仙台市青葉区八幡1-4-16
契 約 金 額	31,020,000円(税込み)
予 定 価 格	31,064,000円(税込み)
随意契約によることとした理由	別添のとおり
業 務 場 所	秋田河川国道事務所管内
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
履 行 期 間 (自)	令和 7 年 4 月 1 日
履 行 期 間 (至)	令和 8 年 3 月 31 日
備 考	

契 約 理 由 書

1. 業 務 名：秋田管内道路改築事業監理業務

2. 契約の相手方：一般社団法人東北地域づくり協会

住 所 仙台市青葉区八幡一丁目4-16

電話番号 022-268-4611

3. 契約理由

本業務は、秋田河川国道事務所管内の改築事業の効率的で確実な進捗を図ることを目的として実施するものである。具体的には、事業の早期完成を目指し、工事完成までに官民がパートナーを組み、官民双方の技術・経験を活かしながら効率的なマネジメントを行うことにより、事業の促進を図るものである。

本業務の履行にあたっては、開通目標宣言が公表されている一般国道7号遊佐象潟道路をはじめ、一般国道13号河辺拡幅、一般国道7号秋田南拡幅の改築事業について、事業全体計画の進捗状況管理や地元及び関係行政機関等の協議など、事業監理に関する高度な知識と技術、経験等を必要とすることから、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案書の提出を求めたところである。

上記企業の技術提案は、本業務の目的・内容・条件を理解しており、実施体制及び評価テーマに対する提案がなされていることから、秋田河川国道事務所建設コンサルタント選定委員会において特定されたものである。

以上から、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号の規定に基づき、上記企業と契約を締結するものである。